

犬猫以外の哺乳類における展示時間帯、輸送後の目視観察、夜間営業についての 飼養管理基準（案）

これまでの討議や文献調査を踏まえ、前回から引き続き検討中の項目について以下 1.～3. のとおり第一種動物取扱業の基準案を作成した。対象基準項目における基準案の新旧対照表は【参考資料 2】のとおり。

1. 展示時間帯、展示を行わない時間についての飼養管理基準 改正案

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、哺乳類~~（犬又は猫）~~の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。
- (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類~~（犬又は猫）~~の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類~~（犬又は猫）~~が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

➤ 前回飼養管理検討会における主なご意見

- ✧ 多様な哺乳類を夜行性と昼行性に 2 分することは難しいのではないか。
- ✧ 販売時間と展示時間の法的解釈の整理をしてほしい。

➤ 飼養管理基準案のポイント ＜犬猫と同様の基準への改正＞

- ✧ 犬猫以外の哺乳類の展示時間帯は共通で、午前 8 時から午後 8 時までの間。
- ✧ 展示を行わない時間は、哺乳類共通（犬猫と同様の基準）とする。

➤ 基準案の理由・背景

- ✧ 野生下では夜行性でも、飼育下では馴化し、昼間に行動している哺乳類もいる。
- ✧ なお、現行において、犬猫については夜間の展示時間に関する規定（本項目・第二条第五号イ）、と夜間における譲渡し・引き渡しの禁止規定（第二条七号ノ）が別で規定されているとおり、展示時間の定義には、生体販売が可能か否かの観点は含まれていない。

- ☆ 今回検討対象となっている犬猫以外の哺乳類について、現行では、夜間の展示について明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮することとされている（第二条三号イ）のみであり、夜間販売については規定がない。
- ☆ このため、今回の基準案改正に際し、特定成猫を除く犬猫と同様、展示時間は午前8時～午後8時（本項目・第二条第五号イ）とし、かつ「販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること（第二条七号ノ）」を規定するため、結果的には【販売業における展示時間】＝【販売による生体の譲り渡し可能な時間】となる想定。

2. 輸送後の目視観察についての飼養管理基準 改正案

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

ロ (1)～(9) 略

- (10) 販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類（犬又は猫）については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（(11)において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。
- (11) 販売業者及び貸出業者にあっては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後すみやかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。

➤ 前回飼養管理検討会における主なご意見

- ☆ 犬猫以外の哺乳類においては、輸送後に外部施設へ長く置くことによってストレスを感じ、体調を崩しやすい。
- ☆ 犬猫の2日間目視の目的と照らし、当該目的を達成するために必要な目視期間等の設定が必要。
- ☆ イベント販売会場を転々とするような場合もあり、その場合の考慮が必要。

➤ 飼養管理基準案のポイント ＜犬猫の基準を参考にした基準への改正＞

- ☆ 輸送後のイベント会場では2日間目視規定は設けないが、通常時以上に注意して健康観察を行うこととし（販売・貸出を妨げない）、イベント会場から常設の店舗へ戻ってきたら2日間目視観察を行う（目視観察期間は販売・貸出不可）。
- ☆ 常設店舗以外の場所を転々と移動することがないよう、基準を追加。

➤ 基準案の理由・背景

- ☆ 犬猫以外の哺乳類においては、移動後に常設とは異なる施設へ長く置くことによってストレスを感じ、体調を崩しやすいという指摘があった。

- ✧ このことを踏まえ、イベント会場では現行基準でも規定されている日常の健康管理をすること（P.4「日常の健康管理に関連した項目」を参照）とし、常設の施設へ移動したタイミングで2日間の目視観察を求めたい。
- ✧ なお、イベント会場を転々とした場合には、動物への負担が大きくなることから、このような連続した輸送をすることがないようにする必要がある。

3. 夜間営業についての飼養管理基準 改正案

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

（イ〜ツ略）

ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類~~（犬又は猫）~~の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類~~（犬又は猫）~~の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

➤ 前回飼養管理検討会における主なご意見

- ✧ 多様な哺乳類を夜行性と昼行性に2分することは難しいのではないか。

➤ 飼養管理基準案のポイント ＜犬猫と同様の基準への改正＞

- ✧ 犬猫の基準を哺乳類共通基準とする（夜行性動物に関する記載はしない）
- ✧ ただし、解説書には、野生下における夜行性動物の例を挙げ、生理生態を踏まえて動物の環境を整えた上で、日中の展示においても隠れられる場所を設置するなど、必要な休息を与えられる環境にすることなどを盛り込む。

➤ 基準案の理由・背景

- ✧ 本基準における夜間とは午後8時から翌日午前8時までを指す。
- ✧ 野生下では夜行性でも、飼育下では馴化し、昼間に行動している動物もいることから、夜行性動物の飼養施設に日中立ち入ることを規制するのではなく、展示時間は哺乳類共通で、午前8時から午後8時までとする。

参考資料

<日常の健康管理に関連した項目>

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

第二条

四 動物の疾病等に関わる措置に関する事項

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合は、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

ニ 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

ム 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保存すること。

<補足>

☆ 「夜間」の定義・・・午後8時から翌朝8時まで

☆ 夜行性動物の例・・・ハムスター、モルモット、フクロモモンガ、ハリネズミ等